

広告 ながす

『電報』

わが国の電報電話の事業開始は明治初年で、すいぶん古い。むかしの通信手段が「のろし」「早馬」「飛脚」だったので、明治三年の電信開通は正に驚異的なこと。

以来、需要と供給が慢性的に追いつかず、長洲町の場合でいえば、昭和十二年まで一般家庭の電話設置は申し込みから一年以上も待たされ、すい

電報



電報といえど
何事かと驚いた。
まじくや深夜に雨を
たたく電報配達夫の
音と声には隣近所の人
まじ目と覚まし心配した。
大抵、何か不吉を知らせたつたり
また、電報でおこされて強盗だつたり
たしもあるたつ電報を受取る方も
なかなかな戸を叩かぬた。

ぶん不自由な思をした。
電報で有名なのは明治九年の神風連の乱の際、鎮台司令官の愛妾が打電した「ダンナハイケナイワタシハテキス」という速報で、重要性は大きい。
ところが、その重要性も現代では様変わりし、別の意味で『トントントン、デンポー、デンポー』と合理化が問われている。

絵と文/宮本治人さん

知って
おきたい
税情報

No.21

固定資産税



今回は固定資産税について説明します。
固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを総称して固定資産といいます。）に対して課税されます。

◎納税義務者

毎年1月1日（賦課期日といいます。）現在で町内に固定資産を所有している人。

※所有している人とは

(ア)土地……土地登記簿または土地補充課税台帳

(イ)家屋……建物登記簿または家屋補充課税台帳

(ウ)償却資産……償却資産課税台帳

にそれぞれ所有者として登記または登録されている人のことをいいます。

◎税額の計算方法

$$\text{課税標準額} \times \frac{1.4}{100} \text{ (税率)}$$

◎課税標準

当該年度の固定資産の価格のことです。また、価格とは適正な時価のこととされています。

◎免税点

町内に所有するそれぞれの固定資産の課税標準の合計額が次の場合には、固定資産税はかかりません。

(ア)土地……15万円未満

(イ)家屋……8万円未満

(ウ)償却資産……100万円未満

◎評価替え

価格を決定するための土地・家屋の評価は、3年ごとに行います。（償却資産については、毎年評価を行います。）この3年ごとの評価替えをする年度のことを基準年度といいます。来年度（平成3年度）が、その基準年度にあたります。

◎固定資産課税台帳の縦覧

通常、3月1日から3月20日までの間、役場

で固定資産課税台帳を関係者にお見せしています。これは、課税台帳に登録されている所有者や価格などによって固定資産税が課税されますので、あらかじめその内容を知っていただく機会として設けているものです。

なお、課税台帳に登録された価格等に不服がある場合は長洲町固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

◎納税の方法

役場から送付した納税通知書により、1年分の税額を年4回（1期…4月、2期…8月、3期…12月、4期…翌年2月）に分けて納めていただきます。

※納税通知書の配布方法について

平成2年度分から電算機の自庁導入に伴い、納税通知書の用紙が電算自動読取式に変更されます。これに伴い、今まで各納期ごとに配布していた納税通知書を1期（4月配布）の時、1年分を一括して配布することになりました。2、3、4期の各納期には配布されませんので、ご注意ください。

◎土地に対する負担軽減措置

負担調整措置

負担調整措置とは、土地に対する3年に1回の評価替えに伴う税負担の急激な増加を緩和するための措置です。

この負担調整措置によって、毎年少しずつ本来の税額に近づけていきます。個々の土地に対して具体的に適用される負担調整率は、次の算式によって求められる上昇率に基づいて、表①により求めます。

$$\text{上昇率} = \frac{\text{その年度分の価格 (小規模住宅用地……価格} \times \frac{1}{4} \text{) (その他の住宅用地……価格} \times \frac{1}{2} \text{)}}{\text{昭和62年度課税標準額}}$$

表①

区分	上 昇 率	負 担 調整率
宅 地	1.15倍以下のもの	1.05
	1.15倍を超え、1.3倍以下のもの	1.1
	1.3倍を超え、1.5倍以下のもの	1.15
	1.5倍を超え、1.7倍以下のもの	1.2
農 地	1.7倍を超え、1.9倍以下のもの	1.25
	1.9倍を超えるもの	1.3
農 地	1.075倍以下のもの	1.025
	1.075倍を超え、1.15倍以下のもの	1.05
	1.15倍を超え、1.3倍以下のもの	1.1
	1.3倍を超え、1.5倍以下のもの	1.15
農 地	1.5倍を超えるもの	1.2

昭和63年度から平成2年度までの各年度分の固定資産税の課税標準額は、次の(ア)または(イ)のいずれか小さい方の額となります。

(ア)価格

$$\left(\begin{array}{l} \text{小規模住宅用地の場合……価格} \times \frac{1}{4} \\ \text{その他の住宅用地の場合……価格} \times \frac{1}{2} \end{array} \right)$$

(イ)前年度分の課税標準額×負担調整率

住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地（人の居住の用に供する家屋の敷地）については、次の区分により税負担の軽減措置が設けられています。



税についての詳しいことは、
税務課(☎783111内線151)へ
お気軽にお尋ねください。

表②

区 分	要 件	課税標準額
小規模住宅用地	面積が200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合はその上に存する住宅1戸あたり200㎡までの部分)	価格× $\frac{1}{4}$
その他の住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地	価格× $\frac{1}{2}$

◎家屋に対する負担軽減措置

新築住宅に対する軽減措置

(1)新築された一般住宅やマンションなどの居住用家屋が次の要件にあてはまる場合には、税額が減額されます。

表③

要 件	内 容
住居割合の要件	住居部分の割合が家屋の2分の1以上であること。
床面積の要件	住居部分の床面積が40㎡（アパートなどの共同貸家住宅にあっては35㎡）以上200㎡以下であること。
価格の要件	課税台帳に登録された価格が1㎡あたり次の額以下であること。 木造住宅……85,000円 簡易耐火建築住宅……96,000円（軽鉄骨造等） 耐火建築住宅……117,000円（鉄筋コンクリート造等）

(2)軽減される範囲

専用住宅……100㎡までの部分に相当する税額の $\frac{1}{2}$ 相当額

併用住宅……居住部分のうち100㎡までの部分に相当する税額の $\frac{1}{2}$ 相当額

(3)軽減される期間

一般住宅……新築後3年度間

耐火建築住宅……新築後5年度間

(3階建以上)

住民福祉課へ

こんなときには必ず届出を！

届出には印鑑が必要

これから卒業、入学、就職、また転勤と引っ越しのシーズンです。引っ越しなどをして、住所が変わったら必ず住民異動届をしてください。住民異動届は選挙権または各種証明書などの基礎となる大切なものです。くれぐれもお忘れなく。

町外へ 転出するとき

◎住民異動届(転出届)
町外へ転出される方または修学のため一年以上寮や下宿など

区分	期限	手続きなど	届出先
水道	事前に	(転入するとき) 印鑑(認印)と手数料800円を持参 (転出するとき) 毎月水道料金支払領収書または、毎月水道量お知らせ票のいずれか1枚と印鑑を持参	水道課 78-0126
郵便	事前に	郵便局の窓口へ備え付けの転出届を出す。印鑑が必要です。	郵便局 78-1420
電話	1週間前	引っ越しが決まったら一週間程前までにご連絡ください。	N T T 116

引っ越しが決まったら届出を……

に居住する方の住所は、その転出先または寮や下宿先となりまので、まもなくして転出の前日までに転出届をし、転出証明書(無料)を交付してもらいます。この転出証明書を持って転入先の役所の窓口で転入の手続きをしてください。

◎国民健康保険
保険証をお持ちください。

◎小・中学校
転出手続きを終え、交付された転出通知書を在校している学校へ提出し、学校から在学証明書と教科用図書給与証明書などを交付してもらい、転入先の役所の窓口で手続きをしてください。

詳しくは教育委員会へ。
(78)3111【内線】311

国民健康保険・国民年金の 手続きに必要なものは印鑑と…?

◀手続きは14日以内に▶

はいるとき	転入したとき	転出するとき	やめるとき	そのほか
転入したとき	転出証明書・年金手帳	転出するとき	転入したとき	市区町村内で住所が変わったとき
他の健康保険をやめたとき	社保退証明書・年金手帳	他の健康保険に加入したとき	生活保護を受ける	世帯主が変わったとき
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書	生活保護を受ける	死亡したとき	世帯がわかれたり、いっしょになったとき
子どもが生まれたとき	保険証・母子手帳	死亡したとき	死亡したとき	保険証をなくしたとき
				保険証をなくしたとき
				修学のため子どもが他の市区町村に下宿するとき

町内間で住所が変わったとき

◎住民異動届
転居後14日以内に、届出をしてください。

◎国民年金
国民年金手帳をお持ちください。

◎国民健康保険
保険証をお持ちください。

◎小・中学校
住民福祉課で転出・転入通知書を交付してもらい、在籍している学校には転出通知書と転入する学校には転入通知書と在学証明書を提出します。

町外から 転入したとき

◎住民異動届(転入届)
転入後14日以内に、前住所の役所が発行した転出証明書をお持ちください。

◎国民年金
転出証明書と国民年金手帳をお持ちください。

◎国民健康保険
未加入の方は手続きをしてください。

◎小・中学校
転入手続きをし、転入する学校に転入通知書と在学証明書および教科用図書給与証明書などを提出してください。

乳児保育受付中

現在、上沖洲保育所では○歳児(おおむね6か月児以上)保育の受付を行っています。

保護者の労働、疾病等の理由により、昼間家庭内の保育が困難な乳児が対象となります。入所を希望される方は、住民福祉課(☎78)3111内線133)にご相談ください。

町県民税と固定資産税の 納税通知書が年間一括配布に！

従来は各納期別ごとに配布していましたが、平成2年度の町県民税と固定資産税については、1期の納税月に1年間(1期、2期、3期、4期)の納税通知書を一括して封入し、配布することになりました。各納税月を印刷した納税袋と共に配布しますので、よろしくお願ひします。
なお、軽自動車税(5月)と

電気工事関係者のみなさんへ

電気工事法の改正により、新しい資格が必要になります。次の条件を満たす方なら、講習を受けることにより、新しい資格を取得することができます。
◎条件
①電気工事士免状取得の方は、電気工作物の電気工事に3年以上実務経験がある。
◎受講申込期限 5月31日
◎問い合わせ先
九州地区講習運営連絡会事務局
(☎092)74413606

軽自動車の標識交付は 税務課窓口で！

従来、住民福祉課窓口で行っていましたが軽自動車の標識交付(廃止)は、住民の方の待ち時間を少なくするため、4月から税務課窓口で行います。

年金ゼミナール

私は、今年58歳になりましたが、3年前(55歳)から厚生年金の老齢年金を受けています。まだ、少しは健康にも自信がありますので、会社を退職したときから国民年金に任意加入しています。私の場合、何歳まで任意加入することができますか。主人は、今年62歳で厚生年金を受けています。
(長洲町 主婦)

昭和61年の4月からスタートした新しい国民年金制度は、サラリーマンから自営業の方まで、みんなが国民年金に加入することになりました。昭和61年4月1日を境にして、いままでの年金制度から年金を受ける人と、新しい年金制度から年金を受ける人とに分かれることになりました。

それによって、年金の加入資格や受給する年金の名称などが若干違ってきますので、まず、この点から説明します。

従来の国民年金制度に該当する人は大正15年4月1日以前に生まれた人で、新しい国民年金制度に該当する人は大正15年4月2日以降に生まれた人です。その他、生年月日に関係なく昭和

和61年3月31日において、厚生年金保険などから老齢年金を受けている人は、従来の国民年金制度に該当する人となります。あなたの場合、3月31日においてすでに厚生年金保険の老齢年金を受けられていますので、従来の法律による年金制度が適用されることとなります。また、国民年金の任意加入は、従来60歳に達するまで加入できることになっていましたが、新しい法律では、この期間が5年間延長され、65歳に達するまで加入できるようになりました。この5年間の任意加入期間を活用して、納め忘れのある人や年金を受けるための期間が足りない人は年金を有利にすることができるようになります。あなたの場合、現在加入されている国民年金の加入を65歳になるまで続けることができます。そして、会社を退職した後、国民年金を続けてこられたことで老後により多くの年金を受給する権利を得ることが出来ます。

住民福祉課



広報の題字を書きました



清住 明子さん

長洲中2年
〔下東〕

趣味は詩を作ることです。今年を受験なので気をひきしめて勉強をがんばりたいです。将来は今の趣味を生かし、作家になりたいと思っています。



『とにかく、よく食べるのでこんなに大きくなりました。素直な明るい子に育ってほしいです。』

ママとワタシ

(梅田)

ママ
中山 安・清美

ワタシは望(のぞみ)ちゃん

禁煙 シンボルマーク・マスコット(募集)

佳 作 1点

平成元年5月17日の第42回世界保健機関(WHO)総会決議を踏まえ、5月31日の世界禁煙デーにおける各種喫煙対策の一环として、厚生省では禁煙シンボルマーク及び禁煙マスコットを次のとおり募集します。

■作品の規格 禁煙シンボルマーク、禁煙マスコットともB4版(25・7cm×36・4cm)以内の紙にデザインしたもの。

■募集期間 3月14日まで(消印有効)

表彰

(1)禁煙シンボルマーク

厚生大臣賞

佳 作

1点 5点

(2)禁煙マスコット

厚生大臣賞

5点

■注意事項 作品の下欄に応募者の住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号及び禁煙シンボルマーク又は禁煙マスコットの別を明記してください。

なお、大臣賞の作品の著作権は主催者に帰属するものとし、応募作品については返却いたしません。

■送付先 〒100東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 厚生省

保健医療局健康増進栄養課

■主催 厚生省、助健康・体力づくり事業財団

表紙絵の連載を終って

宮本治人(駒通)

どうも長い間、表紙絵のご愛読ありがとうございました。

二百九十字以内の文章では説明不足気味でしたが、不十分な点はお許しください。

皆さまのご家庭の中に、昔ばなしが語り継がれることを希望しています。昔のこと、古いことを大切にするのは、現在の思いやりの心に結びつきます。

国保からのお願い

4月1日より、国民健康保険証の記号番号が変わります。医療機関等にかかる場合、新しい保険証を必ず提示してください。(新しい保険証は3月末に各国保世帯に郵送します。)

保健・衛生だより

◆健康課は☎78-3111(内線142) ※大切なことは、メモしておきましょう!

行 事	日	時	会 場	備 考
3 歳 児 健 診	3月23日(金)	受付 13:30~14:30	町民研修センター	対象者 / S61.9月~10月生まれの幼児 持参するもの / 母子手帳、尿、問診票 ※問診票は事前に記入されてありますと当日の混雑がさけられますので健康課へ取りに来られますようお願いいたします。
育 児 相 談	4月3日(火)	13:30~15:00	町民研修センター	対象者 / 乳幼児 内 容 / 身長、体重計測等
ポリオ生ワク投与	4月5日(木)	13:30~14:30	清源寺公民館	対象者 / 生後3か月~48か月 持参するもの / 母子手帳、印鑑、問診票
	4月6日(金)		向野集会所	
	4月12日(木)		町民研修センター	

春の小品盆栽展

とき/3月24日(土)・25日(日) ところ/町民研修センター
主催/樹心会